



玄海町告示第 77 号

公 告

条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び玄海町財務規則（昭和 47 年 12 月 28 日玄海町規則第 13 号）第 121 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 26 日

玄海町長 脇山伸太郎



【1】 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 6 年度 電源立地地域対策交付金（基金）事業
玄海園空調設備等更新工事
- (2) 工事場所 玄海町大字 平尾 地内
- (3) 工事内容 玄海園の空調設備等更新工事
機械設備工事、電気設備工事、建築工事等一式
- (4) 予定工期 実工期 360 日間

【2】 入札参加者の資格に関する事項

(1) 資格要件

- ① 玄海町特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 25 年玄海町告示第 65 号、以下「共同企業体要綱」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による認定を受けた特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）であって、その構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 令和 5・6 年度の玄海町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により管工事に係る工事の許可を受けていること。
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - エ 本工事の入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県さらに玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程による指名停止を受けていない者であること。
 - オ 本工事の入札参加資格確認申請書の提出期限日以前 6 か月から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
 - カ 本工事開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格確認申請書を再度提出し、佐賀県建設工

事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により管工事の決定を受けている者を除く。

キ 本工事の入札参加資格確認申請を行う他の建設業者と資本若しくは人事面において、強い関連がある者でないこと。

ク 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ケ 前項クの（イ）及び（ウ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

② 特定 J V 代表者の資格要件

ア 玄海町建設業者の競争入札参加資格等に関する規則（昭和 58 年玄海町規則第 1 号）第 3 条に定める入札参加者の資格のある者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により管工事 A 級の決定を受けていること。

イ 玄海町内に建設業法第 3 条第 1 項の規定する本店・支店・営業所を有する建設業者であること。

ウ 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から本案件の公告日までに竣工したもの）に、佐賀県内の公共機関及び公共発注機関が発注したもので、建築物の空調設備改修（新設含む）を主たるものとした工事を元請として（特定 J V の場合は代表者としての実績）施工し、引渡した実績を有すること。

エ 管工事を主たる工事として発注された工事（平成 26 年 4 月 1 日から本案件の公告日までに竣工したもの）の施工経験を有する主任（監理）技術者 1 名を本工事現場に専任で配置できる者であること。

③ 特定 J V 代表者以外の資格要件

ア 玄海町建設業者の競争入札参加資格等に関する規則（昭和 58 年玄海町規則第 1 号）第 3 条に定める入札参加者の資格のある者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により管工事 A 級の決定を受けていること。

イ 唐津土木事務所管内に建設業法第 3 条第 1 項の規定する本店・支店・営業所を有する建設業者であること。

(2) 特定 J V の存続期間

ア 町工事の相手となった者

本工事に係る請負契約の履行後 3 月を経過する日まで。

イ 町工事の相手とならなかった者
本工事に係る請負契約が締結された日まで。

(3) 特定JVの構成員の数

2 者とする。

(4) 特定JVの出資比率

構成員は 30%以上の出資比率であること。また、そのうち特定JV代表者は最大の出資比率であること。

【3】 入札参加申請及び提出資料

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 同種工事の施工実績調書（様式第2号）
- ③ 配置予定技術者調書（様式第3号）
- ④ 総合評定値結果通知書の写し（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に審査基準日があるもの。もしくは、直近のもの）（様式第4号）
- ⑤ 本店、支店、営業所一覧《代表者及び代表者以外》（様式第5号）
- ⑥ 共同企業体協定書及び共同企業体編成表（様式第6号・7号）

【4】 提出資料の配布・受付期間、配布・受付場所及び配布方法等

(1) 提出資料配布期間及び場所

＜配布期間＞

令和6年4月26日（金）から令和6年5月21日（火）まで（土・日及び祝日を除く。）

＜配布場所＞

玄海町役場 福祉・介護課（電話 0955-52-2220）9時から17時まで（最終日にあつては9時から16時まで）受付けるものとする。

＜配布方法＞

提出資料と設計図書等を同梱したDVDを配布するので、来庁し空きDVD等の記録媒体を1枚持参すること。

(2) 提出資料受付期間及び場所

＜受付期間＞

令和6年4月26日（金）から令和6年5月21日（火）まで（土・日及び祝日を除く。）

＜受付場所＞

玄海町役場 福祉・介護課（電話 0955-52-2220）9時から17時まで（最終日にあつては9時から16時まで）※持参によるもののみ受付けるものとする。

【5】 入札に対する質問

- (1) 本入札について質問がある場合は、メール（様式任意）により提出すること。ただし、ひとつのアドレスから送信すること。
- (2) 質問書の提出期限は、令和6年5月14日（火） 正午までとする。
- (3) 質問書の提出は、玄海町役場 福祉・介護課代表メールアドレス宛てに「入札質問書」の件名にて、事業者名を明確にして送信すること。 受付アドレス：fukushikaigo@town.genkai.lg.jp
- (4) 質問書に対する回答は、令和6年5月14日（火） 正午から適宜、質問者のアドレスへメールにて送付するものとする。
- (5) 再質問及び電話、口頭等による照会は受け付けない。

【6】 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和6年5月29日（水）までに書面で通知する。
（資格を有する場合は、特に通知をしないので申請どおりに入札に参加すること）
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届（別紙4）を令和6年5月29日（水）までに書面で提出すること。

【7】 入札日時

- (1) 入札及び開札の日時、場所
日時：令和6年5月31日（金） 午前9時00分
※（予定）日時が変更となった場合は別途通知します。
場所：玄海町役場 第4会議室（3階）

【8】 その他

- (1) 入札保証金等

①入札保証金	有	・玄海町財務規則第124条の規定による
②契約保証金	有	・玄海町財務規則第137条の2の規定による
③前金払	有	・玄海町建設工事等の前金払に関する取扱要綱第2条の規定による
④中間前金払	有	・玄海町建設工事等の前金払に関する取扱要綱第4条の規定による
⑤部分払	無	
- (2) 最低制限価格 設定する